

私たちと一緒に、 『ペットと人の快適環境の創造』を推進しませんか。

一般社団法人日本ペット用品工業会ではペットと人の幸せ環境の創造と、安全・安心を守ることを目的に正会員・賛助会員を募集しています。

【目的】

- ペット飼育者の信頼に応える安全・安心且つ適切なペット用品・フード等を提供し、併せて正しい使用方法等の啓発を目的とする。
- ペットと人が共生することの「価値及び有益性」を積極的に発信し、我が国における健全なペット飼育文化の発展に寄与することを目的とする。

（正会員の要件資格）

この法人の目的に賛同し入会した日本国内に登記した事業所を有し、ペット関連の商品の製造又は販売及び輸入販売を業とする事業社。但し製造業と卸売業及び小売業と共に営業している場合下記の要件を満たしていることが必要です。

- (1) メーカー業務は、卸売業務又は小売業務とそれぞれ法人を別個に組織していること。
 - (2) メーカー業務は、卸売業務又は小売業務とそれぞれ事業所を別個に設置していること。
 - (3) メーカー業務のペット関連卸売業向けの販売において、営業商圏が最低国内の50%以上を確保していること。
- 入会金 300,000 円 / 年会費 売上額による累進制（詳細は事務局までお問い合わせください）

（賛助会員の資格）

日本国内に本社を置き、ペット用品・フード関連商品の製造メーカー以外の卸店、小売店及び原料供給会社、試験機関等、何らかの関わりがある企業及び団体。

入会金 50,000 円 / 年会費 60,000 円

（賛助会員の特典）

- (1) 理事会・総会の報告書等は正会員と同じ報告が得られます。
- (2) 主催する展示会の出展料は、正会員と同じ扱いとなります。
- (3) 出版物購入価格は正会員と同じ扱いとなります。
- (4) 各部会、社員総会、研修会等への参加が認められます。
- (5) 適合品証の登録及び使用は正会員と同じ扱いとなります。

ペット用品（表示・品質）基準適合品の登録料及び認定マークの使用料無料。

●一般企業適合品証登録料 300,000 円 → 会員・賛助会員無料

●一般企業適合品証マーク使用料 登録企業1社 200,000 円（3年間） → 会員・賛助会員無料

- (6) その他行政からの経営支援等の情報を正会員と同様に提供されます。



一般社団法人 日本ペット用品工業会

Japan pet products manufacturers association

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-8-7 神田加藤ビル6F

TEL:03-5298-7722 FAX:03-5298-7724

E-mail:pets@jppma.or.jp URL: <http://www.jppma.or.jp>



ペット7分類、業界唯一の集計データ!!

【犬・猫・観賞魚・小鳥・小動物・昆虫・爬虫類】ペット用品市場調査結果（金額はメーカー出荷金額）

（ペット用品統計調査の目的）

本調査は、「ペットフード安全法」が平成21年6月に施行され、ペット業界への関心が益々高まっていることから、ペット用品産業の出荷動向等の実態を把握し、今後のペット用品産業の取り組み施策への資料として活用いたします。そのため、今回は、平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）と平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の2年間に付き、同一会社からの実態調査を行いました。

また、本調査から求められたペット用品の生産・出荷金額や流通実態につきましては、ペット用品業界のみならず、経済産業省等の関係省庁でも行政施策の基礎資料として活用されております。

	平成27年度出荷金額	平成28年度出荷金額	前年比	回答社数
犬用品計	90,908 百万円	93,934 百万円	103.3%	84 社
猫用品計	31,177 百万円	34,641 百万円	111.1%	67 社
観賞魚用品計	14,403 百万円	15,014 百万円	104.2%	17 社
小動物用品計	6,179 百万円	7,322 百万円	118.5%	27 社
小鳥用品計	2,860 百万円	2,852 百万円	99.7%	12 社
昆虫用品計	1,606 百万円	1,725 百万円	107.4%	13 社
爬虫類用品計	1,461 百万円	1,501 百万円	102.7%	12 社
上記7カテゴリ合計	148,594 百万円	156,989 百万円	105.6%	111 社

<調査方法>

一般社団法人日本ペット用品工業会会員企業以外のメーカー様にもアンケートにご協力いただきました111社の出荷金額実績の集計です。

広がる日本ペット用品工業会の活動!!

ペット飼育者の信頼に応える安全・安心且つ適切なペット用品・フードの提供と正しい使用方法等の啓発。

（事業内容）

- (1) ペット用品・フードの安全性・品質向上の啓発及び普及。
- (2) ペット用品・フードの正しい使用方法等とペットの飼育拡大に関する啓発。
- (3) 他ペット関連団体、官公庁との協調及び組織の強化。
- (4) インターペットの共催及び各団体展示会の後援。



ペット用品統一表示ガイドライン

「ペット用品統一表示ガイドライン」は、ペット用品を対象に、消費者が商品の購入に際し、適切な情報を受けとることができるように考えたもので、消費者利益の保護とペット用品の品質向上を目的としています。

このガイドラインは、犬、猫、観賞魚、小鳥、小動物、昆虫、爬虫類の各分類の用品カテゴリー毎に、表示規定と表示例を加えてまとめたものです。



ペット用品取扱士（JPPMA 認定 知識・技能審査）

ペット用品取扱士とは犬、猫、観賞魚、小鳥、小動物、昆虫、爬虫類の7つのペット用品カテゴリーに関する知識・技能審査の合格者で、ペット用品を正しく普及させるスペシャリストの資格です。英名で Pet goods master(略称 Pgm)。

ペットと人の快適環境の創造と推進

— ペットと人の安全・安心をまもる —



一般社団法人 日本ペット用品工業会
Japan pet products manufacturers association

ホームページ <http://www.jppma.or.jp>

